

## 法人連名契約（3者契約）の申込資格・審査書類 〈都民住宅〉

### 入居申込資格

#### 1 法人（法人契約者）の資格

次の①から③を全て満たすこと

- ① 法人登記をしていること
- ② 法人税を滞納していないこと  
(設立初期などの理由により納税実績が無い場合はお申込みいただけません)
- ③ 暴力団排除に関する以下の(1)及び(2)について確約できること
  - (1) 事業者、役員等が暴力団または暴力団員でないこと
  - (2) 事業者、役員等が自己もしくは第三者の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用するなどしていないこと

#### 2 従業員（個人契約者）の資格

次の①から⑨を全て満たす方であること

※保証人を必要としないほかは、個人契約と同様の入居資格・審査書類が必要です。  
一般賃貸住宅と比較して複雑な制度となっていますので、JKK東京のWebサイトや賃貸住宅ガイド等も合わせてご確認ください。

- ① 法人（法人契約者）の従業員であり、配偶者・親族（六親等以内の血族、三親等以内の姻族）と同居する方
- ② 自ら居住するために住宅を必要とする方であり、原則として持家がない方
- ③ 現にお住まいの住宅が都民住宅・区民住宅その他特定優良賃貸住宅等でない方
- ④ 本人及び同居予定の配偶者または親族が現に日本国内に居住しており、そのことを証明する住民票が取得できる方
- ⑤ 現住民票の世帯を分割または合併しての申込でない方
- ⑥ 世帯の所得が所得基準内である方

【所得基準表】

	入居世帯に遠隔地扶養を加えた人数				
	2人	3人	4人	5人	6人
世帯所得	278万円 ～ 759.2万円	316万円 ～ 797.2万円	354万円 ～ 835.2万円	392万円 ～ 873.2万円	430万円 ～ 911.2万円

- ⑦ 暴力団排除に関する以下の(1)及び(2)について確約できる方
  - (1) 本人または世帯員もしくは同居者が暴力団または暴力団員でないこと
  - (2) 本人または世帯員もしくは同居者が自己もしくは第三者の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用するなどしていないこと
- ⑧ 会社の定めた入居日までに入居できる方
- ⑨ ペット禁止やゴミ捨て方法等の居住ルールを守り円満な共同生活を営める方

### 3 同居者の資格

従業員の配偶者または親族（六親等以内の血族、三親等以内の姻族）であり、居住ルール等を遵守し円満な共同生活を営める方（従業員同士のルームシェアはできません）

#### 審査に必要な書類

##### 1 法人（法人契約者）の提出書類

【公社指定用紙】入居申込後、当公社から指定用紙を送付いたします

	提出書類	大会社・ 上場企業等	非上場	備考
	従業員の在職在勤証明書	○	○	

【公的証明書】 区市町村役場、税務署等でご用意ください（発行後3ヶ月間有効）

	提出書類	大会社・ 上場企業等	非上場	備考
	印鑑証明書	—	○	
	納税証明書その3	—	○	または法人住民税納税証明書

##### 2 従業員（個人契約者）の提出書類

公的証明書は発行後3ヶ月以内のものをご用意ください

	提出書類	大会社・ 上場企業等	非上場	備考
	住民税課税証明書	○	○	
	源泉徴収票	○	○	就職・転職の場合は別様式
	印鑑登録証明書	○	○	
	住民票の写し（世帯全員）	○	○	
	現居住状況が分かる書類	○	○	賃貸借契約書・登記簿謄本等

※お申込の状況によっては上記以外の書類提出をお願いする場合があります。

#### <大会社・上場企業等の範囲>

①以下に該当する法人またはその法人から50%超の出資を受けている子会社

- 各種証券取引所（外国含む）上場企業
- 国内新興市場（ジャスダック、マザーズ）上場企業
- 非上場の生命保険会社・損害保険会社
- 資本金5億円以上の企業
- 農業協同組合法に基づく農協等

※信用事業を実施するものにかぎる

- 大規模一般社団（財団）法人

- 私立学校法に基づく私立学校

※前年度会計において、私立学校振興助成法に基づく補助金の額が 1,000 万円以上であるものにかぎる

- 公益社団（財団）法人

※前年度会計において収益 1,000 億円以上、費用及び損失の合計額 1,000 億円以上または負債 50 億円以上のものにかぎる

- 社会福祉法人

※前年度会計において、収入 10 億円以上または負債 20 億円以上のものにかぎる

- 医療法人

※前年度会計において、社会福祉法人債を発行する社会医療法人、医療機関債の負債総額 100 億円以上または 1 会計年度における発行総額 1 億円以上もしくは購入人数 50 人以上のものにかぎる

②国（外国政府含む）、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人、特別の法律により設立された民間法人、特別の法律により設立された法人